

令和元年職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について

令和元年10月10日
岐阜県人事委員会

I 給与勧告の骨子

<本年の給与勧告のポイント>

○月例給、特別給（ボーナス）ともに引上げ

- ・職員の給与が民間従業員の給与を下回る較差（318円 0.09%）を解消するため、初任給及び若年層の給料月額を引上げ改定
- ・特別給（現行4.45月分）は、民間のボーナス（4.49月）を下回るため、0.05月分引上げ改定

1 公民較差

(1) 職種別民間給与実態調査

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所から無作為抽出した181事業所を調査

(2) 職員給与と民間給与の比較

<月例給> 民間従業員と職員の4月分給与を調査し、給与決定要素〔役職段階、学歴、年齢〕を同じくすると認められる者同士の給与額を比較

民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	較差 (A) - (B)
369,371円	369,053円	318円 (0.09%)

<特別給> 昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給割合と職員の年間支給月数を比較

民間の支給割合 (A)	職員の支給月数 (B)	差 (A) - (B)
4.49月	4.45月	0.04月

2 公民較差に基づく改定

<月例給> ①行政職給料表 国家公務員の俸給表の改定を参考に初任給及び若年層の在職する号給の給料月額を引上げ改定

給料	はねかえり	計
308円	10円	318円 (0.09%)

(注) はねかえりとは、地域手当等のように、給料等の一定割合で手当額が定められているため、給料等の改定に伴い手当額が増減する分をいう。

②その他の給料表 行政職給料表との均衡を基本に改定

<特別給> 民間の支給割合に見合うよう引上げ。引上げ分は勤勉手当に配分

現行支給月数	改定後支給月数
4.45月	4.50月 (期末手当2.60月 勤勉手当1.90月)

(注) 期末手当と勤勉手当の月数は、一般の職員の場合である。

【実施時期】 月例給 平成31年4月1日
特別給 令和元年12月1日

(参考：一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期	年間計
元年度	期末手当	1.30月（支給済み）	1.30月（改定なし）	2.60月
	勤勉手当	0.925月（支給済み）	0.975月（現行0.925月）	1.90月（現行1.85月）
2年度以降	期末手当	1.30月	1.30月	2.60月
	勤勉手当	0.95月	0.95月	1.90月

3 その他

<住居手当の見直し>

本県の民間企業における住宅手当の動向、他の都道府県の動向等を注視しつつ、見直しの時期や内容等について検討を行っていく。

II 公務運営の改善等に関する報告の骨子

<本年の報告のポイント>

1 人材の確保と活用

○多彩で有為な人材の確保

・将来を見据え優秀な人材を確保していくため、試験方法について一層の工夫を検討していくことが必要

○人事評価制度の適切な運用

・制度の周知、問題点の把握、研修の実施等の取組とともに、人材育成の観点で有効に活用することが必要

○女性職員の活躍促進

・引き続き女性職員が十分に力を発揮できる適材適所の人事管理を推進することが必要

○若手職員の育成

・所属で職員を育成する職場風土を醸成しながら、組織全体で若手職員の育成に取り組むことが必要

○定年の引上げ

・高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用することが必要。国や他の都道府県の動向、民間企業の状況等を踏まえながら、定年の引上げに向けた様々な課題について検討していくことが必要

2 勤務環境の整備

○勤務時間等に関する取組

・長時間労働是正のため、時間外勤務の縮減、休暇を取得しやすい職場づくりなどの取組を進めることが必要

○ワーク・ライフ・バランスの推進

・次世代育成支援の制度を利用しやすい勤務環境の醸成と職員に対する啓発が必要

○職員の健康管理

・職員のメンタルヘルス問題に対し実効ある対策等に取り組むとともに、特に豚コレラ防疫措置や大規模災害など緊急事案に対応する職員の心と体の健康管理について、十分な対策と配慮が必要

○ハラスメント防止対策

・調査や相談窓口の周知、相談しやすい体制の充実とともに、発生防止につながるよう職員への研修等による意識啓蒙を図ることが必要

○障がい者雇用に関する取組

・障がい者の能力が十分に発揮できるよう、必要な環境整備、合理的配慮の提供並びに職員への研修等による意識啓蒙を図ることが必要

○すべての職員の意欲と能力を引き出す環境の整備

・すべての職員の意欲と能力を最大限に引き出していくことが重要。また、会計年度任用職員制度が令和2年度から導入されることに伴う勤務条件等の整備が必要

3 公務員倫理の確立等

・職員一人ひとりが、県民の信頼と期待に応えられるよう職責を果たすことが必要